

平成 27 年 国 勢 調 査

従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果

(平成 29 年 6 月 28 日 総務省 統計局 公表)

三 条 市 結 果 の 概 要

本書は、平成 29 年 6 月 28 日に公表された「平成 27 年国勢調査結果」(総務省統計局)の「従業地・通学地による人口・就業状態等集計※」をもとに、三条市の情報を加工して作成したものです。

<従業地・通学地による人口・就業状態等集計とは>

従業地・通学地による人口・就業状態等集計は、全ての調査票を用いて従業地・通学地による人口の構成、常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係等に関する結果について集計した確定値のことです。

(例) 昼間人口、夜間人口、昼夜間人口比率など

※ 詳細な結果は、ホームページでご覧いただけます。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.htm>

目 次

結果の概要

三条市の状況	1
--------------	---

参考資料 統計表

第1表 常住地による従業・通学市町村別 15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数.....	2
第2表 従業地・通学地による常住市町村別 15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数.....	3

参考資料 平成27年国勢調査の概要	4
用語の解説	7

<記号及び注意>

- (1) 単位未満の数値を四捨五入したため、内訳と総数が一致しないものもある。
- (2) 統計表中の符号の用法は、次のとおりである。
— … 該当数値なし

結果の概要

三条市の状況

< 常住地又は従業地・通学地による男女別人口 >

区分	総数	男	女
常住地による人口(夜間人口)	99,192	48,094	51,098
従業も通学もしていない	34,925	13,198	21,727
三条市内で従業・通学	47,166	24,673	22,493
他市区町村で従業・通学	14,723	8,975	5,748
うち他県で従業・通学	296	232	64
(従業地・通学地) 不詳	2,378	1,248	1,130
従業地・通学地による人口(昼間人口)	103,066	50,656	52,410
うち県内他市区町村に常住	18,348	11,347	7,001
うち他県に常住	150	138	12
昼夜間人口比率	103.9%	105.3%	102.6%

統計表

第1表 常住地による従業・通学市町村別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数

単位：人

常住地による従業・通学市町村	総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者	15歳未満通学者を含む通学者
当地に常住する就業者・通学者(注)	55,829	51,179	4,650	11,455
自市町村で従業・通学	40,629	38,453	2,176	8,713
自宅	6,867	6,867	-	-
宅外	33,762	31,586	2,176	8,713
他市町村で従業・通学	14,612	12,181	2,431	2,541
県内	14,222	11,928	2,294	2,399
新 潟 市	3,667	2,708	959	973
長 岡 市	2,784	2,359	425	458
柏 崎 市	93	67	26	26
新 発 田 市	44	32	12	13
小 千 谷 市	36	36	-	-
加 茂 市	1,615	997	618	618
十 日 町 市	11	11	-	-
見 附 市	1,473	1,378	95	96
村 上 市	7	3	4	4
燕 魚 川 市	3,994	3,873	121	177
糸 魚 川 市	4	3	1	1
妙 高 市	-	-	-	-
五 泉 市	47	46	1	1
上 越 市	40	34	6	6
阿 賀 野 市	18	18	-	-
佐 渡 市	6	4	2	2
魚 沼 市	17	14	3	3
南 魚 沼 市	39	30	9	9
胎 内 市	3	3	-	-
聖 籠 町	7	7	-	-
弥 彦 村	104	104	-	-
田 上 町	182	180	2	2
阿 賀 町	7	7	-	-
出 雲 崎 町	16	7	9	9
湯 沢 町	5	4	1	1
津 南 町	1	1	-	-
刈 羽 村	2	2	-	-
関 川 村	-	-	-	-
栗 島 浦 村	-	-	-	-
他 県	296	166	130	130

(注) 従業地・通学地「不詳」を含む。

統計表

第2表 従業地・通学地による常住市町村別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数

単位：人

従業地・通学地による常住市町村	総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者	15歳未満通学者を含む通学者
当地で従業・通学する者(注)	59,746	56,109	3,637	10,400
自 市 町 村 に 常 住	40,629	38,453	2,176	8,713
自 宅	6,867	6,867	-	-
自 宅 外	33,762	31,586	2,176	8,713
他 市 町 村 に 常 住	18,435	17,024	1,411	1,474
県 内	18,285	16,877	1,408	1,471
新 潟 市	3,952	3,795	157	160
長 岡 市	2,142	1,971	171	174
柏 崎 市	38	36	2	2
新 発 田 市	28	26	2	2
小 千 谷 市	23	22	1	1
加 茂 市	3,139	2,916	223	235
十 日 町 市	9	9	-	-
見 附 市	1,986	1,772	214	217
村 上 市	9	9	-	-
燕 魚 川 市	5,243	4,746	497	533
糸 魚 川 市	4	4	-	-
妙 高 市	2	2	-	-
五 泉 市	254	245	9	9
上 越 市	20	19	1	1
阿 賀 野 市	47	47	-	-
佐 渡 市	-	-	-	-
魚 沼 市	13	13	-	-
南 魚 沼 市	7	6	1	1
胎 内 市	3	3	-	-
聖 籠 町	1	1	-	-
弥 彦 村	300	254	46	48
田 上 町	1,036	952	84	88
阿 賀 町	4	4	-	-
出 雲 崎 町	19	19	-	-
湯 沢 町	-	-	-	-
津 南 町	1	1	-	-
刈 羽 村	3	3	-	-
関 川 村	2	2	-	-
栗 島 浦 村	-	-	-	-
他 県	150	147	3	3

(注) 従業地・通学地「不詳」を含む。

平成 27 年国勢調査の概要

1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たる。

2 調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

3 調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

4 調査の地域

平成 27 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

(2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

5 調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の

子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設

- (2) 病院又は診療所に引き続き 3 か月以上入院している者 その病院
又は診療所
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの その生活の本拠
- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者 その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。
 - (ア) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
 - (イ) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6 調査事項

平成 27 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 13 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 4 項目、計 17 項目について調査した。

7 調査の方法

平成 27 年国勢調査は、総務省統計局 — 都道府県 — 市区町村 — 国勢調査指導員 — 国勢調査員 — 世帯の流れにより行った。

総務大臣により任命された約 70 万人の国勢調査員が、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配布した。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、紙の「調査票」を配布し、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法により行った。

8 集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「平成 27 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（次ページ）を参照のこと。

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住者とは調査時（平成 27 年 10 月 1 日）に調査の地域に常住している者をいう。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。なお、運転者などのように戸外で仕事をしている者については、所属している事業所のある市区町村を従業地としている。

区分		内容
自市区町村		従業地・通学地が現在住んでいる市区町村と同一の市区町村の者
	自宅	従業地が自宅(自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など)の者
	自宅外	従業地・通学地が「自宅」以外の者
他市区町村		従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外の者
県内	自市内他区	政令指定都市に住んでいる者のうち、従業地・通学地が同じ市内の他区の者 東京都特別区部内に住んでいる者のうち、従業地・通学地が他区の者
	県内他市区町村	従業地・通学地が同じ都道府県内の他市区町村の者
他県		従業地・通学地が他の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」		従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外であるが、市区町村名が不明の者又は従業地が外国の者
従業地・通学地「不詳」		従業地・通学地が不明の者

夜間人口（常住地による人口）

調査時（平成 27 年 10 月 1 日）に調査の地域に常住している者をいう。

昼間人口（従業地・通学地による人口）

当該集計の結果を用いて、次の式により算出された者をいう。

なお、夜間勤務及び夜間通学の者も便宜昼間人口に含めているが、買い物客や観光客などは含めていない。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出口注1)＋A市への流入人口注2)

注1) A市からA市以外への通勤・通学者数

注2) A市以外からA市への通勤・通学者数

昼夜間人口比率

次の式により算出され、100を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

[例：A市の昼夜間人口比率の算出方法]

A市の昼夜間人口比率＝（A市の昼間人口／A市の夜間人口）×100

その他の用語

その他の用語は、『平成27年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザーズガイド－』を参照のこと。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g.htm>

平成27年国勢調査

従業地・通学地による
人口・就業状態等集計結果

三 条 市 結 果 の 概 要

発 行 三 条 市
発行年月 平 成 29 年 10 月
編 集 三 条 市 総 務 部
財 務 課 統 計 ・ 契 約 係
